

別表1 (新婚・子育て利子補給金)

書類の名称	要綱等の規定	様式
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度申込書	第10条第1項第1号	様式1
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度誓約書	第10条第1項第6号	様式2
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度登録通知書	第10条第2項	様式3
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度融資実行報告書	第11条第1項第1号	様式4
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度融資額内訳証明書	第11条第1項第4号	様式5
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度認定通知書	第11条第2項	様式6
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度繰上償還報告書	第11条第3項第1号	様式7
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度未償還報告書	第11条第3項第2号	様式8
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度債務引継予定報告書	第11条第3項第3号	様式9
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度債務引継完了報告書	第11条第3項第4号	様式10
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度異動報告書	第11条第3項第1号第2号第5号	様式11
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度変更承認届出書	第11条第4項	様式12
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給金交付請求書	第12条第1号	様式13
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度償還元金残高証明書	第12条第3号	様式14
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給金交付額決定通知書	第13条第2項	様式15
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度取消通知書	第14条第1項	様式16
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度取消・変更通知書	第14条第2項	様式17
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度辞退届出書	第14条第3項	様式18
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度返還通知書	第15条	様式19

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度
申 込 書

[完了欄]

月 日

第 1 回 償 還 日

年 月 日

大 阪 市 長 様

この申込書の記載事項に偽りのないことを誓約し、利子補給に関する資格、要件、要綱を理解し、この申込書の記載事項が事実と相違したり、申込資格を証明できないとき又は要綱に違反するときは、利子補給金を受けられないことを了承のうえ、新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の申込みをします。

利子補給を受けるにあたり、必要な情報を大阪市、大阪市の委任先及び取扱融資金融機関等が相互に提供することを承諾します。また、申込書の記載事項及び融資の償還状況をシステムに登録し、利子補給のための事務処理に活用することに同意します。

登 録 番 号

(新婚世帯の場合) 婚姻届出日		年 月 日	申込日	年 月 日
申込者氏名	印	電話	() -	
申込時住所	(〒 -)			
連絡先(勤務先等)	名称	電話	() -	
	所在地(〒 -)			
契約締結年月日	年 月 日	融資金融機関の名称	返済期間 年	返済方法 1.元利均等 2.元金均等 3.その他
融資区分	1.フラット35 2.民間住宅ローン 3.公庫従来融資	返済利率	融資総額 万円	ボーナス払い 有・無
融資種別	1.新築購入 2.中古購入 3.建築 4.土地付建築	1.固定	融資総額 万円	
新住居へ住民票を異動した日(異動していない方は予定日)	年 月 日	2.変動	利子補給の対象融資額 万円	補給率 %
フリガナ	生年月日(満年齢)	勤務先・学校名及び配偶者の連絡先(電話)	職業及び所得	
入居者氏名	性			
本人	姓 名	年 月 日 (歳) 男・女	職業 1.会社員 2.自営業 3.公務員 4.その他	所得 円
配偶者	姓 名	年 月 日 (歳) 男・女	電話	職業 1.会社員 2.自営業 3.公務員 4.その他
	姓 名	年 月 日 (歳) 男・女		所得 円
	姓 名	年 月 日 (歳) 男・女		所得 円
	姓 名	年 月 日 (歳) 男・女		所得 円
	姓 名	年 月 日 (歳) 男・女		所得 円

※申込時住居と購入した住居の住所が同一の場合、購入する前の直近の住所を記載してください。			
前住所	住所	(〒 -)	
新住所	住所	大阪市 区	
住居の	住宅名又はマンション名	部屋番号	号室
の	日中連絡のとれる電話	() -	構造 耐火・非耐火(木造)
要	購入価格	万円	階数 階建ての 階
	(マンションの場合)住戸専有面積	m ²	(戸建て等の場合)延床面積 m ² 間取り
			下記の間取り表から該当する番号に○をつけてください。
申込者	1. 市内 2. 市外(府下) 3. その他 1. 区内 2. 区外(市内) 3. 市外(府内) 4. その他 1. 賃貸 (①戸建て ②マンション) < 大阪市新婚家賃補助受給 ①有 ②無 > 2. 持家 (①戸建て ②マンション) < 所有者: > 3. その他 (公営住宅・社宅等)		
前住地	申込者と同様の場合は、こちらにチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 1. 市内 2. 市外(府下) 3. その他 1. 区内 2. 区外(市内) 3. 市外(府内) 4. その他 1. 賃貸 (①戸建て ②マンション) < 大阪市新婚家賃補助受給 ①有 ②無 > 2. 持家 (①戸建て ②マンション) < 所有者: > 3. その他 (公営住宅・社宅等)		

※この申込書に記載された内容については、今後の大阪市の住宅施策に反映させて参りたいと思います。
 ※提出された個人情報については、補助金受給にかかる資格審査のため警察に照会又は提供することがあります。

受 付

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度
誓 約 書

- 本制度の申込みにあたり、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱及び誓約書裏面に記載されている交付にかかる付帯条件を理解したうえで、過去、自らが居住する住宅を所有したことがなく、本制度の対象となる住宅が初めて取得する持家であることを誓約いたします。なお、本制度は予算措置の範囲内で実施されるため、予算措置がされない場合又は大阪市が利子補給期間として認めないと判断した場合は、利子補給を受けることができないことを了承のうえで、申込みいたします。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと並びに本申請が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないことを誓約いたします。暴力団排除のため、必要に応じて大阪市長が申込者の個人情報警察に照会又は提供することに同意します。
- 上記誓約内容と事実が相違することが判明した場合は、利子補給受給者の登録や認定を取り消されても異議ありません。
- 万一、記載事項に偽りがあり、本制度要綱に違反する場合は、利子補給を受けることができないことを了承し、また不正に受給した利子補給金は指定された期日までに、返還することをあわせて誓約いたします。
- 資格審査にかかる納税状況の確認について、大阪市の保管する市民税及び固定資産税課税・納税資料を利用することに同意します。なお、納税状況の確認ができない場合などは必要に応じて納税証明書を提出します。
- 本制度の利子補給を受けるに際し、私たち世帯（15歳以上の世帯員）の所得金額の確認は、大阪市の保管する住民課税資料により行うことについて同意します。
- 利子補給金の交付にかかる資格審査や本制度の効果検証のため、必要に応じて大阪市が住民基本台帳等の登録状況について調査することに同意します。
- 本制度要綱を適正に実施するため、申込者又は利子補給対象者に対して必要な事項について報告、実地調査を求められた場合は誠実に対応します。

大阪市長 様

年 月 日

(申込者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

付 帯 条 件 (大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給)

- 1 次の各号に該当する期間は、利子補給を行わない。なお、第4号から第6号に該当する場合において、各号の未提出書類が大阪市長（以下「市長」という）の指定する日以降に提出されたときも、当該年度分の利子補給を行わない
 - (1) 元金据置期間
 - (2) 債務の全部が消滅した年以降（※1）の期間
 - (3) 償還を行わなかった期間（※2）
 - (4) 融資実行報告書等の認定関係書類が未提出の場合、当該書類により利子補給される期間
 - (5) 交付請求書等の支払関係書類が未提出の場合、当該書類により利子補給される期間
 - (6) 利子補給対象者（以下「対象者」という）又は大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱（以下「要綱」という）第10条第2項の規定により登録された対象者から配偶者（新婚世帯（申込後子育て世帯から変更となった新婚世帯を含む））においては、婚姻関係が継続している配偶者に限る）に対象融資にかかる債務を引き継ぎ、対象者としての地位が承継される場合において、債務引継の完了報告関係書類が未提出のとき、当該書類により債務引継受者が利子補給される期間。なお、債務を引き継ぐ場合は、要綱第11条第3項第3号及び第4号に掲げる書類により、市長に報告しなければならぬ
 - (7) 子育て世帯においては、対象者又は利子補給要件にかかると子どもが当該利子補給対象住宅に居住しなくなった後の期間。ただし、当該子どもと対象者の親子関係が継続している場合又は対象者と配偶者の婚姻関係が継続し、かつ当該子どもと配偶者との親子関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる
 - ア 対象者、当該子ども又は配偶者（婚姻関係が継続している配偶者に限る。以下同条において同じ）が当該対象住宅に継続して居住している期間
 - イ 対象者、当該子ども又は配偶者が当該対象住宅に居住を再開した後の利子補給期間
 - (8) 新婚世帯においては離婚（事実上婚姻関係と同様の事情を解消した場合を含む。以下同じ）後、対象者とその配偶者が別居した後又は対象者及び配偶者が当該利子補給対象住宅に居住しなくなった後の期間。ただし、対象者と配偶者の婚姻関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる
 - ア 対象者又は配偶者が当該対象住宅に継続して居住している期間
 - イ 対象者又は配偶者が当該対象住宅に居住を再開した後の利子補給期間
 - (9) 対象者が大阪市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになった後に交付される予定であった利子補給期間
 - 2 対象者は、融資借入金の全部又は一部の繰上償還を行ったとき、融資借入金の償還を行わなかったとき、対象融資にかかる債務を配偶者に引き継ぐとき又は対象住宅の世帯員に異動があったときは、要綱第11条第3項に掲げる書類により、市長に対して直ちにその旨を報告しなければならぬ
 - 3 対象者は、上記2の場合の他、申込書記載内容又は融資状況等報告内容に変更が生じたときは、変更の内容を証する書類を添付して、市長に対して速やかに変更承認届出書を提出しなければならぬ
 - 4 市長は、次の各号に該当する場合は、対象者の登録、認定及び交付額決定を取り消すものとする
 - (1) 債務の全部（※3）が消滅したとき
 - (2) 融資借入金の償還を6ヵ月間以上行わなかったとき（※4）
 - (3) 対象者が死亡したとき。ただし、子育て世帯（申込後に新婚世帯から変更となった子育て世帯も含む）において対象融資にかかる債務が配偶者に引き継がれ、対象者としての地位が承継される場合は、この限りでない
 - (4) 正当な理由なく、要綱第11条第3項に規定する報告を当該事実が発生した日から1ヵ月以上怠ったとき
 - (5) 正当な理由なく、要綱第11条第1項に規定する報告及び要綱第12条第1号に規定する請求を提出期限日から1ヵ月以上怠ったとき
 - (6) 対象者が大阪市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかとなり、市長が指定する日までに解消されないとき
 - (7) 虚偽その他不正な手段により利子補給を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき
 - (8) 申請者が要綱第6条第1項第8号から第10号に規定するいずれかの要件を欠くことが明らかになったとき
 - (9) 新婚世帯においては、離婚又は対象者とその配偶者が別居したとき。ただし、その時点で要綱第2条第4号に規定する子育て世帯に該当する場合にそれぞれ以降、子育て世帯として取り扱う
 - (10) 子育て世帯においては、利子補給要件にかかると子どもが死亡したとき、又は対象者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき。ただし、申込時点で要綱第2条第3号に規定する新婚世帯に該当する場合には、それぞれ以降、新婚世帯として取り扱う
 - (11) 申込内容が、要綱第3条から第5条まで、第6条第1項第1号から第7号まで及び第2項並びに第9条の規定に適合しないことが半明したとき
 - (12) その他要綱に違反したとき
- 5 市長は、上記4に該当する場合は、すでに交付した利子補給金の返還を命じることができる。この場合、返還を命じる利子補給金の受領の日から返還する日までの日数に応じ、当該利子補給金額に年利率10.95%の割合で計算した額を付するものとする
- 6 その他、利子補給金の交付等に関しては、要綱で定めるもののほか、大阪エコ住宅普及促進事業住宅購入・整備融資利子補給要綱（エコ住宅利子補給金を併せて受給する場合）並びに大阪市補助金交付規則その他関係法令に従い、行わなければならない

※については、以下のとおり読み替えるものとする

- ※1 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、債務の全部又は一部が消滅した後
- ※2 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、(3) 償還条件を変更した後の期間を追加し、(3) 以下、各号をずらす
- ※3 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、債務の全部又は一部
- ※4 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、(2) 償還条件を変更した後の期間を追加し、(2) 以下、各号をずらす

登 録 通 知 書

年 第 月 号 日

(登録番号) 様

大阪市長

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第10条第2項に基づき、利子補給対象者として登録しましたので通知します。

なお、登録後、次のとおり各種手続が必要となります。

融資実行報告手続を完了しなければ利子補給金の交付ができませんので、ご注意ください。

記

手 続	必 要 書 類
融資実行報告手続 (融資が実行されたとき)	① 融資実行報告書(様式4) ② 入居者全員の記載された住民票(入居者全員の続柄記載分) ③ 利子補給金振込口座の通帳の写し ④ 金銭消費貸借契約書又は融資契約書の写し ⑤ 取扱融資機関の発行する償還予定表(返済明細表・返済予定表)の写し ⑥ 建築基準法に規定する検査済証の写し ※⑥については、提出が必要な方のみ
変更承認届出手続 (申込書記載内容に変更が生じたとき)	① 変更承認届出書(様式12) ② 変更内容を証する書類
辞退届出手続 (融資内容が利子補給対象とならないとき、申込を辞退するとき)	辞退届出書(様式18)

※ 利子補給は、予算の範囲内で行います。

付 帯 条 件 (大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給)

- 1 次の各号に該当する期間は、利子補給を行わない。なお、第4号から第6号に該当する場合において、各号の未提出書類が大阪市長（以下「市長」という）の指定する日以降に提出されたときも、当該年度分の利子補給を行わない
 - (1) 元金据置期間
 - (2) 債務の全部が消滅した年以降（※1）の期間
 - (3) 償還を行わなかった期間（※2）
 - (4) 融資実行報告書等の認定関係書類が未提出の場合、当該書類により利子補給される期間
 - (5) 交付請求書等の支払関係書類が未提出の場合、当該書類により利子補給される期間
 - (6) 利子補給対象者（以下「対象者」という）又は大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱（以下「要綱」という）第10条第2項の規定により登録された対象者から配偶者（新婚世帯（申込後子育て世帯から変更となった新婚世帯を含む））においては、婚姻関係が継続している配偶者に限る）に対象融資にかかる債務を引き継ぎ、対象者としての地位が承継される場合において、債務引継の完了報告関係書類が未提出のとき、当該書類により債務引継受者が利子補給される期間。なお、債務を引き継ぐ場合は、要綱第11条第3項第3号及び第4号に掲げる書類により、市長に報告しなければならぬ
 - (7) 子育て世帯においては、対象者又は利子補給要件にかかると子どもが当該利子補給対象住宅に居住しなくなった後の期間。ただし、当該子どもと対象者の親子関係が継続している場合又は対象者と配偶者の婚姻関係が継続し、かつ当該子どもと配偶者との親子関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる
 - ア 対象者、当該子ども又は配偶者（婚姻関係が継続している配偶者に限る。以下同条において同じ）が当該対象住宅に継続して居住している期間
 - イ 対象者、当該子ども又は配偶者が当該対象住宅に居住を再開した後の利子補給期間
 - (8) 新婚世帯においては離婚（事実上婚姻関係と同様の事情を解消した場合を含む。以下同じ）後、対象者とその配偶者が別居した後又は対象者及び配偶者が当該利子補給対象住宅に居住しなくなった後の期間。ただし、対象者と配偶者の婚姻関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる
 - ア 対象者又は配偶者が当該対象住宅に継続して居住している期間
 - イ 対象者又は配偶者が当該対象住宅に居住を再開した後の利子補給期間
 - (9) 対象者が大阪市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになった後に交付される予定であった利子補給期間
 - 2 対象者は、融資借入金の全部又は一部の繰上償還を行ったとき、融資借入金の償還を行わなかったとき、対象融資にかかる債務を配偶者に引き継ぐとき又は対象住宅の世帯員に異動があったときは、要綱第11条第3項に掲げる書類により、市長に対して直ちにその旨を報告しなければならぬ
 - 3 対象者は、上記2の場合の他、申込書記載内容又は融資状況等報告内容に変更が生じたときは、変更の内容を証する書類を添付して、市長に対して速やかに変更承認届出書を提出しなければならぬ
 - 4 市長は、次の各号に該当する場合は、対象者の登録、認定及び交付額決定を取り消すものとする
 - (1) 債務の全部（※3）が消滅したとき
 - (2) 融資借入金の償還を6ヵ月間以上行わなかったとき（※4）
 - (3) 対象者が死亡したとき。ただし、子育て世帯（申込後新婚世帯から変更となった子育て世帯も含む）において対象融資にかかる債務が配偶者に引き継がれ、対象者としての地位が承継される場合は、この限りでない
 - (4) 正当な理由なく、要綱第11条第3項に規定する報告を当該事実が発生した日から1ヵ月以上怠ったとき
 - (5) 正当な理由なく、要綱第11条第1項に規定する報告及び要綱第12条第1号に規定する請求を提出期限日から1ヵ月以上怠ったとき
 - (6) 対象者が大阪市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかとなり、市長が指定する日までに解消されないとき
 - (7) 虚偽その他不正な手段により利子補給を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき
 - (8) 申請者が要綱第6条第1項第8号から第10号に規定するいずれかの要件を欠くことが明らかになったとき
 - (9) 新婚世帯においては、離婚又は対象者とその配偶者が別居したとき。ただし、その時点で要綱第2条第4号に規定する子育て世帯に該当する場合にそれぞれ以降、子育て世帯として取り扱う
 - (10) 子育て世帯においては、利子補給要件にかかると子どもが死亡したとき、又は対象者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき。ただし、申込時点で要綱第2条第3号に規定する新婚世帯に該当する場合には、それぞれ以降、新婚世帯として取り扱う
 - (11) 申込内容が、要綱第3条から第5条まで、第6条第1項第1号から第7号まで及び第2項並びに第9条の規定に適合しないことが半明したとき
 - (12) その他要綱に違反したとき
- 5 市長は、上記4に該当する場合は、すでに交付した利子補給金の返還を命じることができる。この場合、返還を命じる利子補給金の受領の日から返還する日までの日数に応じ、当該利子補給金額に年利率10.95%の割合で計算した額を付するものとする
- 6 その他、利子補給金の交付等に関しては、要綱で定めるもののほか、大阪市内エコ住宅普及促進事業住宅購入・整備融資利子補給要綱（エコ住宅利子補給金を併せて受給する場合）並びに大阪市補助金交付規則その他関係法令に従い、行わなければならない

※については、以下のとおり読み替えるものとする

- ※1 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、債務の全部又は一部が消滅した後
- ※2 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、(3) 償還条件を変更した後の期間を追加し、(3) 以下、各号をずらす
- ※3 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、債務の全部又は一部
- ※4 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、(2) 償還条件を変更した後の期間を追加し、(2) 以下、各号をずらす

		受付年月日	令和	年	月	日
		-----	-----	-----	-----	-----
		変更年月日	令和	年	月	日

融 資 実 行 報 告 書

令和 年 月 日

登録番号

(利子補給申込者)

フリガナ				印
氏 名				
生年月日	年	月	日	
電話番号				

融資が実行されましたので次の書類を添えて報告します。

記

- 1 入居者全員の記載された住民票(入居者全員の続柄記載分)
- 2 利子補給金振込口座の通帳の写し
(金融機関の名称・支店名・預金種目・口座名義・口座番号が確認できるもの)
- 3 金銭消費貸借契約書又は融資契約書の写し
- 4 取扱融資機関の発行する償還予定表(返済明細表・返済予定表)の写し
- 5 建築基準法に規定する検査済証の写し

※5については、提出が必要な方のみ

※上記書類で確認できない事項がある場合は、別途必要な書類をいただく場合があります。

様式5

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度
融 資 額 内 訳 証 明 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(利子補給申込者)

契約締結年月日※	年 月 日
顧 客 番 号※	
融 資 承 認 番 号	

(登録番号

様)

記

金銭消費貸借抵当設定契約締結日	融資実行日(最終回資金融資年月日)	①融資総額	返済期間	融資利率	返済方法
年 月 日	年 月 日	万円	年	%	1.元利均等 2.元金均等 3.その他

① 融 資 総 額 の 内 訳 詳 細

※複数の融資単位(融資利率・返済期間・融資額・金利種別等)がある場合、下記に融資単位ごとに明細を記入してください。

①融資総額の内訳	金利種別	返済期間	融 資 利 率		毎月払い	ボーナス払い	
					融資額 月返済額	融資額 返済額	ボーナス返済月
I 万円		年	当初 年間	年目以降	万円 , 円	万円 , 円	月 . 月
			%	%			
II 万円		年	当初 年間	年目以降	万円 , 円	万円 , 円	月 . 月
			%	%			
III 万円		年	当初 年間	年目以降	万円 , 円	万円 , 円	月 . 月
			%	%			
IV 万円		年	当初 年間	年目以降	万円 , 円	万円 , 円	月 . 月
			%	%			

↑ 1. 固定型 2. 2段階固定型 3. 固定期間選択型 4. 変動型 5. 上限金利設定型 6. その他

住宅融資取扱金融機関 様

上記、利子補給申込者の住宅融資の内容について、太枠内をご記入願います。
 記載されている内容が相違する場合は、該当箇所を修正のうえ、押切印にて訂正願います。
 なお、※については大阪市にて記入します。

住宅融資の内訳については、上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
 (金融機関名)

印

(所属部署名)

(電話番号)

(記入者氏名)

(FAX番号)

認 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様
(登録番号)

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第11条第2項に基づき、利子補給対象者として認定しましたので通知します。
なお、認定後、次のとおり各種手続が必要となります。

記

手 続	必 要 書 類
繰上償還報告手続 (繰上償還を行ったとき)	繰上償還報告書(様式7)又は異動報告書(様式11)
未償還報告手続 (償還を行っていないとき)	未償還報告書(様式8)又は異動報告書(様式11)
債務引継手続 (債務を引き継ぐとき)	①債務引継予定報告書(様式9) ②債務引継完了報告書(様式10) ③変更内容を証する書類
異動報告手続 (世帯員が転居・単身赴任したとき、離婚したとき等)	異動報告書(様式11)
変更承認届出手続 (申込書記載内容に軽微な変更が生じたとき)	①変更承認届出書(様式12) ②変更内容を証する書類
利子補給金請求手続 ※1月末頃までに書類を送付	①交付請求書(様式13) ②入居者全員の続柄記載の住民票 ③取扱金融機関の発行する償還元金残高証明書(様式14)又は住宅取得に係る借入金の年末残高証明書の写し(各金融機関が定める手数料が必要です。) ④償還に係る証拠書類の写し ⑤その他市長が必要と認める書類
辞退届出手続 (申込を辞退するとき、当該住宅に居住しなくなったとき、当該債務が消滅したとき等)	辞退届出書(様式18)

1. 利子補給額

2. 利子補給期間

※ 利子補給は、予算の範囲内で行います。

※ 利子補給金額については、本制度認定時における融資金額及び融資利率を用いて算出しているため、実際に支払われる利子補給金額とは異なります。

付 帯 条 件 (大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給)

- 1 次の各号に該当する期間は、利子補給を行わない。なお、第4号から第6号に該当する場合において、各号の未提出書類が大阪市長（以下「市長」という）の指定する日以降に提出されたときも、当該年度分の利子補給を行わない
 - (1) 元金据置期間
 - (2) 債務の全部が消滅した年以降（※1）の期間
 - (3) 償還を行わなかった期間（※2）
 - (4) 融資実行報告書等の認定関係書類が未提出の場合、当該書類により利子補給される期間
 - (5) 交付請求書等の支払関係書類が未提出の場合、当該書類により利子補給される期間
 - (6) 利子補給対象者（以下「対象者」という）又は大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱（以下「要綱」という）第10条第2項の規定により登録された対象者から配偶者（新婚世帯（申込後子育て世帯から変更となった新婚世帯を含む））においては、婚姻関係が継続している配偶者に限る）に対象融資にかかる債務を引き継ぎ、対象者としての地位が承継される場合において、債務引継の完了報告関係書類が未提出のとき、当該書類により債務引継受者が利子補給される期間。なお、債務を引き継ぐ場合は、要綱第11条第3項第3号及び第4号に掲げる書類により、市長に報告しなければならぬ
 - (7) 子育て世帯においては、対象者又は利子補給要件にかかると子どもが当該利子補給対象住宅に居住しなくなった後の期間。ただし、当該子どもと対象者の親子関係が継続している場合又は対象者と配偶者の婚姻関係が継続し、かつ当該子どもと配偶者との親子関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる
 - ア 対象者、当該子ども又は配偶者（婚姻関係が継続している配偶者に限る。以下同条において同じ）が当該対象住宅に継続して居住している期間
 - イ 対象者、当該子ども又は配偶者が当該対象住宅に居住を再開した後の利子補給期間
 - (8) 新婚世帯においては離婚（事実上婚姻関係と同様の事情を解消した場合を含む。以下同じ）後、対象者とその配偶者が別居した後又は対象者及び配偶者が当該利子補給対象住宅に居住しなくなった後の期間。ただし、対象者と配偶者の婚姻関係が継続している場合において、次に掲げる期間は、利子補給を行うことができる
 - ア 対象者又は配偶者が当該対象住宅に継続して居住している期間
 - イ 対象者又は配偶者が当該対象住宅に居住を再開した後の利子補給期間
 - (9) 対象者が大阪市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになった後に交付される予定であった利子補給期間
 - 2 対象者は、融資借入金の全部又は一部の繰上償還を行ったとき、融資借入金の償還を行わなかったとき、対象融資にかかる債務を配偶者に引き継ぐとき又は対象住宅の世帯員に異動があったときは、要綱第11条第3項に掲げる書類により、市長に対して直ちにその旨を報告しなければならぬ
 - 3 対象者は、上記2の場合の他、申込書記載内容又は融資状況等報告内容に変更が生じたときは、変更の内容を証する書類を添付して、市長に対して速やかに変更承認届出書を提出しなければならぬ
 - 4 市長は、次の各号に該当する場合は、対象者の登録、認定及び交付額決定を取り消すものとする
 - (1) 債務の全部（※3）が消滅したとき
 - (2) 融資借入金の償還を6ヵ月間以上行わなかったとき（※4）
 - (3) 対象者が死亡したとき。ただし、子育て世帯（申込後新婚世帯から変更となった子育て世帯も含む）において対象融資にかかる債務が配偶者に引き継がれ、対象者としての地位が承継される場合は、この限りでない
 - (4) 正当な理由なく、要綱第11条第3項に規定する報告を当該事実が発生した日から1ヵ月以上怠ったとき
 - (5) 正当な理由なく、要綱第11条第1項に規定する報告及び要綱第12条第1号に規定する請求を提出期限日から1ヵ月以上怠ったとき
 - (6) 対象者が大阪市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかとなり、市長が指定する日までに解消されないとき
 - (7) 虚偽その他不正な手段により利子補給を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき
 - (8) 申請者が要綱第6条第1項第8号から第10号に規定するいずれかの要件を欠くことが明らかになったとき
 - (9) 新婚世帯においては、離婚又は対象者とその配偶者が別居したとき。ただし、その時点で要綱第2条第4号に規定する子育て世帯に該当する場合にそれぞれ以降、子育て世帯として取り扱う
 - (10) 子育て世帯においては、利子補給要件にかかると子どもが死亡したとき、又は対象者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき。ただし、申込時点で要綱第2条第3号に規定する新婚世帯に該当する場合には、それぞれ以降、新婚世帯として取り扱う
 - (11) 申込内容が、要綱第3条から第5条まで、第6条第1項第1号から第7号まで及び第2項並びに第9条の規定に適合しないことが半明したとき
 - (12) その他要綱に違反したとき
- 5 市長は、上記4に該当する場合は、すでに交付した利子補給金の返還を命じることができる。この場合、返還を命じる利子補給金の受領の日から返還する日までの日数に応じ、当該利子補給金額に年利率10.95%の割合で計算した額を付するものとする
- 6 その他、利子補給金の交付等に関しては、要綱で定めるもののほか、大阪市内エコ住宅普及促進事業住宅購入・整備融資利子補給要綱（エコ住宅利子補給金を併せて受給する場合）並びに大阪市補助金交付規則その他関係法令に従い、行わなければならない

※については、以下のとおり読み替えるものとする

- ※1 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、債務の全部又は一部が消滅した後
- ※2 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、(3) 償還条件を変更した後の期間を追加し、(3) 以下、各号をずらす
- ※3 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、債務の全部又は一部
- ※4 住宅取得にかかる契約の締結日が平成26年5月31日以前の者は、(2) 償還条件を変更した後の期間を追加し、(2) 以下、各号をずらす

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

繰上償還報告書

年 月 日

大阪市長 様

登録番号

(利子補給申込者)

フリガナ		
氏名		印
住所	〒	
電話番号		

次のとおり、利子補給の対象となった融資借入金を繰上償還しましたので報告します。

記

1 繰上償還日

年 月 日

2 理由

※ 融資借入金の全部又は一部の繰上償還を行った場合は、速やかに報告してください。
報告のない場合は、利子補給金を返還しなければなりません。

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

未償還報告書

年 月 日

大阪市長 様

登録番号

--	--

(利子補給申込者)

フリガナ		
氏名		印
住所	〒	
電話番号		

次のとおり、利子補給の対象となった融資借入金の償還を行っていないので報告します。

記

1 償還を行っていない期間

自 年 月 日
至 年 月 日

2 理由

※ 融資借入金の償還を行っていない場合は、速やかに報告してください。
報告のない場合は、利子補給金を返還しなければなりません。

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

債務引継予定報告書

年 月 日

大阪市長 様

登録番号

--	--

利子補給申込者(債務引継前)

フリガナ		
氏 名		印
住所	〒	
電話番号		

下記のとおり、利子補給の対象となった融資借入金の債務を引き継ぐ予定となりました。
つきましては、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱に規定する利子補給対象者としての地位を債務引受予定者へ譲渡することを報告します。

記

1 債務引継予定日

年 月 日

2 債務引受予定者

氏名
債務引継前利子補給対象者との続柄
住所
電話番号

印

3 理由

4 その他

- ① 金融機関の債務引継にかかる事前審査後に提出してください。
- ② 債務引受予定者は償還を行うとともに、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱を遵守しなければならないことを認識した上で地位の承継を行ってください。
- ③ 債務引継が完了した場合は、速やかに債務引継完了報告書(様式10)を提出してください。提出のない場合は、利子補給金を支払いません。

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

債務引継完了報告書

年 月 日

登録番号

利子補給対象者（債務引継後）

フリガナ		
氏名		印
住所	〒	
電話番号		

下記のとおり、利子補給の対象となった融資借入金の債務引継が完了し、利子補給対象者としての地位を承継することを報告します。
 万一、報告事項に偽りがある場合や、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱に違反する場合は、利子補給を受けることができないことを了承し、また、不正に受給した利子補給金は、指定された期日までに返還することをあわせて誓約いたします。

記

1 債務引継日

年 月 日

2 債務引継前利子補給対象者

氏名
 債務引継後利子補給対象者との続柄
 住所
 電話番号

印

3 理由

4 その他

※ 金融機関の債務引継が完了してから提出してください。
 (添付必要書類) ①債務引受者の住民票、②変更内容を証する書類、③融資金返済口座の通帳写し、④金銭消費貸借契約書または融資契約書の写し、⑤取扱融資機関の発行する償還予定表(返済明細表・返済予定表)の写し

		受付年月日	年	月	日
		変更年月日	年	月	日

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

変更承認届出書

年 月 日

大阪市長 様

登録番号

(利子補給申込者)

フリガナ		
氏名		印
住所	〒	
電話番号		

次の事項に変更がありましたので、関係書類を添えて届出します。

記

変更日	年 月 日
変更理由	21: 口座変更承認 22: 送付先変更承認 24: その他()
変更前	
変更後	

(添付書類)

添付書類の例

利子補給金振込口座の変更の場合、口座の通帳の写し等

交 付 請 求 書

大阪市長 様

年 月 日

(請求者)

(登録番号

--	--	--	--	--

) 様



自宅 () 携帯 ()

次のとおり請求します。

1. 請求金額

新婚・子育て 金 _____ 円

ただし、

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給金

2. 請求内訳

補給期間

新婚・子育て 年 月 ~ 年 月

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

償還元金残高証明書

大阪市長 様

(登録番号)

(利子補給申込者) 住 所

ツガナ
氏・名

印 銀行コード
支店コード

※	顧客番号	融資額(万円)		返済期間	返済方法	ボーナス返済の有無 及び返済月		
		毎月返済分	ボーナス返済分					
	融資承認番号			年				
				利率				
※				%			月	月

約定返済日	約定日返済後の元金残額(円)			備考欄
	毎月返済分	ボーナス返済分	合計	
年 月 日				年 月 日 1. 繰上 2. 滞納 3. 条件変更
年 月 日				年 月 日 1. 繰上 2. 滞納 3. 条件変更
年 月 日				年 月 日 1. 繰上 2. 滞納 3. 条件変更
年 月 日				年 月 日 1. 繰上 2. 滞納 3. 条件変更
年 月 日				年 月 日 1. 繰上 2. 滞納 3. 条件変更
年 月 日				年 月 日 1. 繰上 2. 滞納 3. 条件変更
年 月 日				年 月 日 1. 繰上 2. 滞納 3. 条件変更
年 月 日				年 月 日 1. 繰上 2. 滞納 3. 条件変更
年 月 日				年 月 日 1. 繰上 2. 滞納 3. 条件変更
年 月 日				年 月 日 1. 繰上 2. 滞納 3. 条件変更
年 月 日				年 月 日 1. 繰上 2. 滞納 3. 条件変更
年 月 日				年 月 日 1. 繰上 2. 滞納 3. 条件変更

住宅融資取扱金融機関 様

上記の償還内容について、つぎのとおり証明します。(□にレ印をつけてください。)

上記記載内容に相違ないことを証明します。

上記のとおり訂正します。

※ 返済日・返済後の元金残額に変更がある場合は、二重線で消し、上余白に朱書で訂正後、備考欄に理由等記入願います。ただし、約定返済日が休業日であるために返済日が後ろにずれている場合は、訂正しないでください。

年 月 日

(金融機関名)

印

(記入者氏名)

(電話番号)

交 付 額 決 定 通 知 書

年 第 月 号 日

(登録番号) 様)

大阪市長

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第13条第2項に基づき、次のとおり
年度の利子補給金交付額を決定したので通知します。

記

1. 利子補給金交付額

新婚・子育て 金 円

2. 利子補給金交付期間

新婚・子育て 年 月 ~ 年 月

付記

本制度にかかる住宅融資の融資状況、償還状況を明らかにする書類・通帳等を常に整備し、本通知を受領した日から5年間保存すること。

取 消 通 知 書

年 第 月 号 日

(登録番号

様)

大阪市長

年 月 日付利子補給(登録・認定・交付額決定)については、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第14条第1項に基づき、次のとおり取り消しましたので通知します。

記

1 取消年月日

年 月 日

2 取消理由

取 消 ・ 変 更 通 知 書

年 第 月 号 日

(登録番号

様)

大阪市長

年 月 日付利子補給(登録・認定・交付額決定)については、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第14条第2項に基づき、次のとおり変更しましたので通知します。

記

1 変更年月日

年 月 日

2 変更内容・理由

大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

辞 退 届 出 書

年 月 日

大阪市長 様

登録番号

(利子補給申込者)

フリガナ		
氏 名		印
住所	〒	
電話番号		

下記の事由により、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の申込みを辞退したいので届出します。

記

辞退理由

返 還 通 知 書

年 第 月 号 日

(登録番号) 様)

大阪市長

年 月 日付で交付した大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給金については、下記の利子補給金が過支給となっておりますので、返還してください。

記

1. 返還金額 金 円 (年 月 ~ 年 月)

<内訳> 既支払済利子補給金額 円
 取消後利子補給金額 円
 返還額 円

年度利子補給金

約定返済日	償還元金残高	利子補給金	約定返済日	償還元金残高	利子補給金
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円

2. 返還期限 年 月 月

3. 返還方法